

新型コロナウイルス感染症に関する栃木市非常事態宣言

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月16日に国が全都道府県に緊急事態宣言を発出したことを受け、4月17日栃木県が緊急事態措置を発表いたしました。

栃木市においては、これまで新型コロナウイルス感染症対応方針を策定してイベントの開催自粛、市有施設の利用制限、外出自粛要請等行ってきましたが、公表された感染者数が県内で2番目であり、人口10万人当たりの割合が県内で1番高い状況にあります。また、直近の感染者10人中半数の5人が栃木市の方であり、感染拡大に歯止めがかかっておりません。

このような状況を踏まえ、市民一丸となって感染拡大阻止を図るため、ここに非常事態を宣言し、本日より5月6日までの間、市民の皆様以下のことを強く要請いたします。

- ① 手洗いや咳エチケット、マスクの着用など、基本的な感染症対策を徹底すること。
- ② 生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人との接触は8割削減を目指すこと。
特に、ゴールデンウィークに向け帰省や旅行など都道府県をまたいだ人の移動や、「3つの密」が濃厚な形で重なる繁華街の接客を伴う飲食店への出入りを自粛すること。
- ③ 事業所においては、施設の消毒、こまめな換気などの感染症対策を徹底するとともに、従業員の健康状態の把握及び感染防止に努めること。

令和2年4月18日

栃木市長 大川 秀子